

豊中市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

豊中市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状
2. 目標
3. 計画の期間
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本市教育委員会では、平成 22 年（2010 年）3 月に「豊中市教育振興計画」を策定し、『人とつながり、未来を拓く「学びの循環都市」をめざして』教育行政に取り組んできました。社会情勢の変化や豊中市教育振興計画の振り返り等を踏まえ、令和 3 年度（2021 年度）に「第 2 期豊中市教育振興計画」を策定し、「豊かな夢を子どもたちに ともに描く 学びと創造のまち とよなか」を基本理念として掲げています。「第 2 期豊中市教育振興計画」のなかで「学校における働き方改革の推進」を「子どもたちの学びを高める環境づくり」の施策の一つとして設定しています。

「子どもたちの学びを高める環境づくり」の実現のために、教育職員が教育職員でなければできない仕事に注力できるよう「豊中市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下、実施計画）を策定します。教育職員一人ひとりがゆとりをもって、児童・生徒に向き合い、効率的・効果的な教育活動を行えるよう校務運営の効率化をはじめとした働き方改革の推進を行います。また、教育職員の働きがいや働きやすさを向上させ、ワーク・ライフ・バランスを充実させることにより、教育職員の魅力を向上させ、教育の担い手の確保に努めます。

### (2) 本市の現状

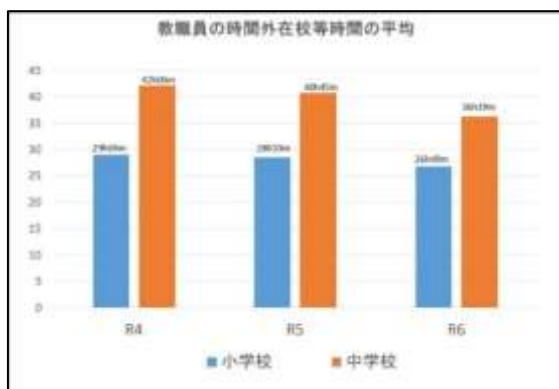
#### ○時間外在校等時間に関する状況

本市教育委員会では、令和 2 年（2020 年）5 月に所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「豊中市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。令和 4 年度（2022 年度）に出退勤管理システムを更改し、在校等時間の正確な把握に努めてきた。さらに、教育職員を補助する教員業務支援員の拡大や部活動指導員の配置等、教育職員の働きやすさのための取組みを実施してきた。その結果として、時間外在校等時間の平均は減少傾向にあり、小学校においては、令和 4 年度（2022 年度）以降連続して、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべきそりに関する指針」（以下、文部科学省指針）において国が設定する 1 箇月時間外在校等時間年平均 30 時間以下という目標を達成し続けている。

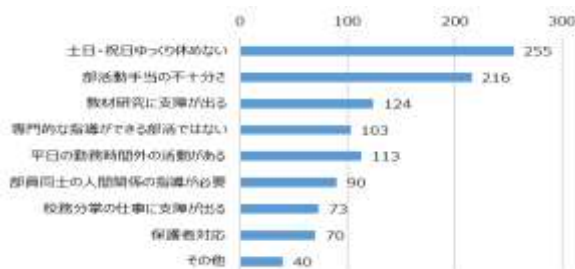
しかし、依然として中学校での 1 箇月時間外在校等時間は年平均 30 時間を超過しつづけており、4 人に 1 人は月 45 時間以上の時間外勤務を行っている。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	15.2%	0.8%
中学校	25.2%	4.2%



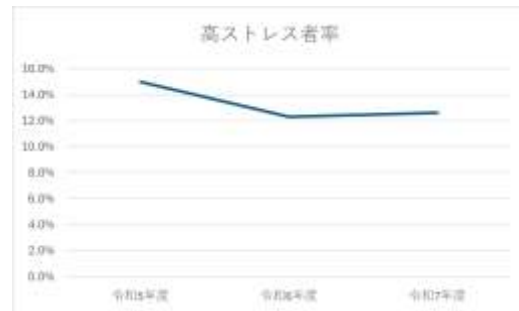
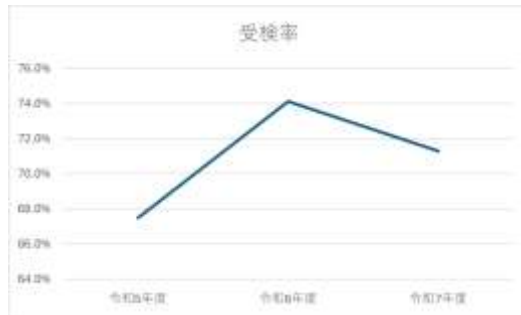
特に、中学校の教育職員については、本市教育委員会が行ったアンケートにおいて、部活動に係る業務負担を感じている教育職員が65%にもなっており、負担感の要因として「土日・祝日がゆっくり休めない」が最も多くなっている。また、週当たりの平均的な休日の活動日数については、教育職員の69%が1日と回答しており、中学校教員の約7割が週6日勤務をしおり、部活動に関する業務負担の軽減が急務である。



(教育職員) 部活動指導上の負担感の要因

○働きやすさ、働きがい、ワーク・ライフ・バランスに関する状況

本市教育委員会ではこれまでもすべての教職員に対し、ストレスチェックを実施している。ストレスチェックの集団分析結果については、全国平均と比すると概ね良好ではあるが、受検率が7割程度で伸び悩んでいること、受検者に対しての高ストレス者の割合がほとんど変化していないことが課題である。



## 2. 目標

実施計画において掲げる目標は以下のとおり。

- (1) 教育職員の時間外在校等時間に関する目標（管理職除く教育職員）

小学校・義務教育学校（前期課程）

指標	目標	令和6年度実績
① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合	100%	83.9%
② 1年間の時間外在校等時間が360時間超の教育職員の割合	30%以下	35.7%

中学校・義務教育学校（後期課程）

指標	目標	令和6年度実績
① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合	100%	69.1%
② 1年間の時間外在校等時間平均	360時間	435時間48分

- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標（全教職員）

全校共通

指標	目標	令和6年度実績
① 年次有給休暇取得日数が年間10日以上 の教職員の割合	100%	小：89.2% 中：86.8%
② ストレスチェック受検率	90%	74.2%

### **3. 期間**

令和 8 年度（2026 年度）～令和 11 年度（2029 年度）

※「第 2 期豊中市教育振興計画」で定めた「学校における働き方改革の推進」の取り組み期限が、令和 10 年度（2028 年度）末であることから、令和 10 年度（2028 年度）に実施計画の見直しを行う。

### **4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容**

実施計画期間中、重点事項として以下の内容に取り組む。

なお、取り組みを進めるにあたっては、教育委員会と学校が一体となって取り組むこととし、また、教育委員会・学校・市長部局・地域・保護者等教育に携わるすべての関係者が、その権限と責任に基づき、連携・協働しながら取り組んでいくものとする。

#### **(1) 教育職員の事務負担軽減に関する取り組み**

文部科学省指針第 2 章第 3 節では、教育職員の負担軽減のための措置が示された。教育職員の負担軽減にあたっては、「業務の効率化」や「業務分担の見直し」が必要である。そこで、「学校書類削減の取り組み」「事務分担の精選」「デジタル技術を活用した校務の効率化の推進」に取り組む。

##### 1. 学校書類削減の取り組み

年度当初等に保護者から収集する書類の管理等は教育職員にとって大きな負担となっている。そこで、保護者から年度当初に提出される文書の大半を市の電子申込システムによって一括集約し、電子申込システム上から学校が管理・抽出ができる環境を構築する。

##### 2. 事務分担の精選

文部科学省指針第 2 章第 3 節において、業務分担の見直しの取り組みとして「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に担うべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の 3 分類が示された。教育委員会においても、学校と連携しながら、教育職員が担うべき業務と教育職員以外の職員が担うべき業務について整理・精選を行い、各々の職種が担うべき業務の明確化を図る。また、各学校に配置している市費負担職員についても、業務の見直しを行い、より広範の業務を担うことができるよう検討する。

##### 3. デジタル技術を活用した校務の効率化の推進

すでに導入している保護者との連絡システム、自動採点システム（中学校・義務教育

学校後期課程のみ)、AIドリルの活用を継続して行う。

あわせて、教育ダッシュボードを全学校へ導入し、校内に保有する様々なデータを一元的に集約、そのデータを相互に関連付けながらグラフや表等で可視化することにより、データ取得・活用の負担軽減を図る。また、教育ダッシュボードを、児童生徒一人ひとりの状況を把握する手立ての一つとし、これまでの教育職員の経験や勘に加えた教育データという客観的な視点として活用することで、課題の早期発見・早期対応を図る。

校務での生成AIの活用においては、文部科学省「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」にもとづき活用をすすめるが、具体的には授業で使用する資料や案内文等のたたき台の作成等における事務処理の時間を削減する。

また、録音機能付き電話の設置やAIを活用した文字起こし・要約システムの導入等といったハード面での整備により、保護者等の要望や意見の正確な把握に努めるとともに、面談・電話対応後の記録の作成等の事務処理にかかる時間を削減する。

## (2) 部活動の地域展開に関する取組み

部活動はこれまで、生徒のスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保、体力や技能の向上、異年齢交流の中での好ましい人間関係の構築など、様々な役割を果たしてきた。しかし、近年、生徒の学校部活動に求めるニーズが多様化してきたことや、生徒数の減少に伴う教育職員の減少、専門的な指導力を持った教育職員の不足、学校部活動にあたる教育職員の多忙化等、多くの課題が生じている。教育職員の働き方が注目され、教育職員不足が深刻化する中で、現在の部活動の仕組みは限界に近づいている。

部活動がこれまで果たしてきた役割を踏まえ、将来にわたり子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保するため、部活動の地域展開を推進する。地域展開を推進することで、地域との連携・協働を行いながら、教育職員の業務量管理や負担軽減も実現する。令和10年度（2028年度）の本格実施に向け、部活動から地域クラブへの展開を段階的に進める。



### (3) 保護者等とのより良好な関係構築に関する取組み

近年、いじめや不登校、外国籍児童の増加等学校が対応しなければならない課題は複雑化・多様化し、学校を取り巻く社会環境も変化している。そうした状況の中で、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携・協働して児童・生徒の教育に取り組むために、学校と保護者等とのより良好な関係の構築が求められている。そこで、「相談等の正確な把握、議事録等作成の負担軽減」「フォロー体制の整備」「保護者等とのより良好な関係構築に向けた指針の策定」に取り組む。

#### 1. 相談等の正確な把握、議事録等作成の負担軽減（再掲）

録音機能付き電話の設置や AI を活用した文字起こし・要約システムの導入等といったハード面での整備により、保護者等の要望や意見の正確な把握に努めるとともに、面談・電話対応後の記録の作成等の事務処理にかかる時間を削減する。

#### 2. フォロー体制の整備

保護者等との関係に悩みを抱える教育職員が心理士や産業医による相談制度を利用しやすい環境を整備する。また、学校における解決困難な事案に対し、学校問題解決支援事業として専門家派遣や法律相談を実施し解決に向けた支援・助言を行う。

#### 3. 保護者等とのより良好な関係構築に向けた指針の策定

教育職員と保護者等がより良好な関係を構築するためには、教育職員と保護者等が相互に理解し尊重しあうことが重要である。より良好な関係を構築するための決まりや対話の在り方、保護者等への啓発の方法、校長等管理職への研修等を規定した指針を策定する。

### (4) 伴走型事業に関する取組み

学校における働き方改革を推進するうえで、学校が主体的に業務改善を進めることが重要である。学校の課題を分析し、学校の特色に合わせた業務改善を提案・支援するために、指導主事派遣による伴走型支援の充実・強化を図る。そこで、「学校長へのヒアリングの実施」「担当指導主事による学校訪問・サポート」「環境整備」に取り組む。

#### 1. 学校長へのヒアリングの実施

担当指導主事が定期的に学校を訪問し、学校長へのヒアリングを実施する。学校長へのヒアリングを通し、学校の現状や課題を、学校と共に把握分析する。

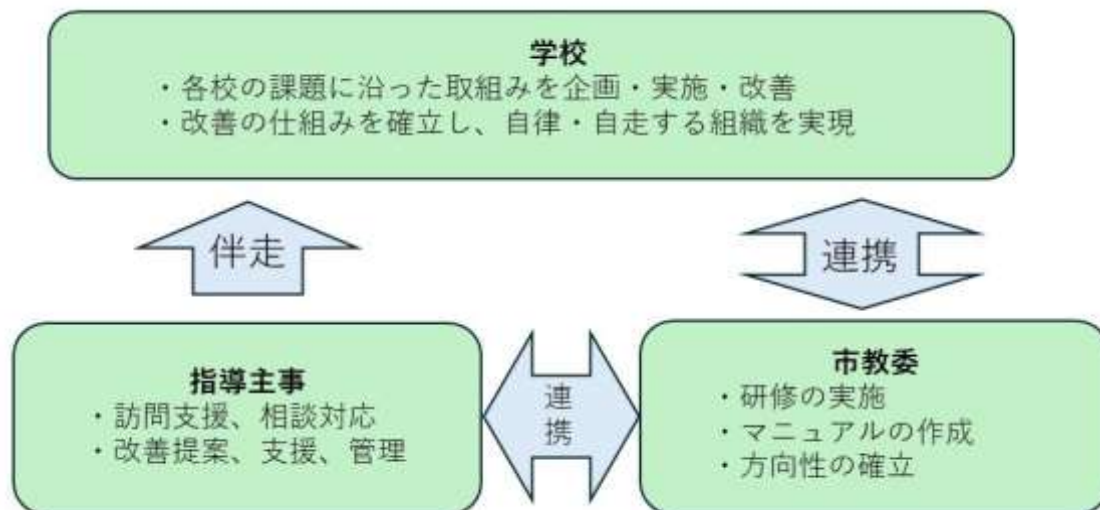
#### 2. 担当指導主事による学校訪問・サポート

担当指導主事が定期的に学校を訪問し、指導助言や改善提案を通し、学校の業務改善をサポートする。

#### 3. 環境整備

指導主事が適切な指導・助言を行えるよう働き方改革に関する方向性の決定や研修

の実施、マニュアルの策定、好事例を共有できる制度の設計等、環境整備を行う。



#### (5) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

##### 1. 長時間者に対する指導・助言

健康確保の観点から、1箇月時間外在校等時間が80時間を超え疲労蓄積がある者に対して、産業医による面談を実施し、健康状態の確認や時間外在校等時間の上限の設定など長時間労働是正に向けた指導を行う。また、当該長時間労働者の在籍する学校の校長に向けた指導・助言を行う。

##### 2. 11時間を目安とする勤務間インターバル確保のための措置

11時間以上の勤務間インターバルを確保のための措置を検討する（例：校務端末による時刻のアナウンス）

##### 3. 職場環境改善の促進

全学校を対象に、ストレスチェックを実施し、集団分析結果を各校の職場環境改善に利用してもらうよう情報提供を行っている。しかし、受検率に関しては7割程度で推移している。教育職員に対する周知を徹底し、自己点検の機会とするとともに、集団分析結果による職場環境改善を推進する。

##### 4. 心身の健康問題に関する相談窓口の利用促進

現在、臨床心理士や産業医による心身の健康問題に関する相談事業を実施している。相談事業をより多くの教育職員に利用してもらえるよう、さらなる周知を徹底する。

#### 5. 年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう計画的な取得を促進する。

また、長期休業期間中には、学校閉庁日を定め、すべての教育職員が当該期間に休暇を取得できるよう促す。

## 5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて

・取組みの着実な実行を図るため、豊中市立学校の教育職員の在校等時間の状況等を把握し、毎年度、本計画の進捗状況を本市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。

・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で実施しているストレスチェックの結果から把握する。また、教育職員向けのアンケート等を適宜実施し、教育職員の働きやすさや働きがいについてより詳細に把握するよう努める。

・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

・各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ実施計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組みを実施する。